

# 2022年度 電源 II ´低速需給バランス調整力募集要綱

2022年9月1日

中部電力パワーグリッド株式会社

# 目 次

は	はじめに	
1	1 適用	3
2	2 低速需給バランス調整力の提供	3
3	3 スケジュール	4
4	1 募集規模	4
5	5 低速需給バランス調整力の提供期間	5
6	6 契約電源等の単位	5
7	7 申込の条件	6
8	3 主な契約条件	10
9	9	14
1	10 契約の締結	16
1	l 1 専用線オンライン指令で制御可能にするための設備	16
1	I 2 簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備	17
1	1 3 設備要件・運用要件の確認・試験	18

別冊 電源Ⅱ ′ 低速需給バランス調整力契約書【標準契約書】

# 2022年度電源Ⅱ′低速需給バランス調整力募集要綱

中部電力パワーグリッド株式会社(以下「当社」といいます。)は、一般送配電事業者として、主に実需給断面における低速需給バランス調整を実施するにあたり、一般送配電事業者がオンラインで調整ができる電源等を募集いたします。

当社は、この電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力募集要綱(以下「募集要綱」といいます。)にもとづいて、電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力を提供できる事業者を募集いたします。

#### はじめに

#### (1) 一般注意事項

- ・契約希望者は、契約申込書を作成する際には、募集要綱に記載の作成方法に準拠して、 不備や遺漏等がないよう十分注意のうえ、読みやすく分かりやすいものを作成してく ださい。
- ・2016年4月以降のライセンス制導入にともない、契約申込者はそれぞれに課された責務を履行していくことが求められます。
- ・契約希望者は、募集要綱に定める諸条件および『別冊 電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約書【標準契約書】』(以下「電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約書」といい、これにもとづく契約を「電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約」といいます。)の内容をすべて承認のうえ、当社に契約申込書を提出してください。
- ・電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の 効力が与えられるものといたします。
- 契約希望者が契約申込書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
- ・2023年10月以降,インボイス制度が導入されるため,契約希望者は適格請求書 発行事業者の登録が必要となります。
- ・契約希望者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで申込をすることも可能ですが、 グループ各社が日本国において法人格を有するものといたします。グループで契約申 込する場合には、契約申込書において参加事業者すべての会社名および所在地を明ら かにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、 代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものと いたします。
- ・契約者が第三者と合併、会社分割または電源 II (低速需給バランス調整力契約に関係 のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものといたします。なお、電源 II (低速需給バランス調整力契約承継の詳細な取扱いについては、電源 II (低速需給バランス調整力契約書を参照してください。

- ・契約申込に係る諸費用,契約申込書作成に要する費用,電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約に係る協議に要する費用等,契約希望者側で発生する諸費用につきましては,すべて契約希望者負担となります。
- ・契約申込書は日本語で作成してください。また、契約申込書で使用する通貨について は円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。 レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和 訳を正式な書面として提出してください。
- ・契約申込書提出後は、契約申込書の内容を変更することはできません。ページの差替 え、補足説明資料の追加等も認められません。

# (2) 守秘義務

・契約希望者および当社は、電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約に係る協議を通じて 知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が 相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。ただし、当社は電気事業法 および関連法令にもとづく監督官庁からの情報提供要請等への対応のため、必要最小 限の範囲で監督官庁へ申込情報の一部を提供いたします。

#### (3) 問合せ先

・募集要綱の内容に関するご質問は、下記の当社ホームページ問合せ専用フォームより 受け付けます。

当社ホームページ問合せ専用フォームURL:

https://www.chuden.jp/a/sys/Inquiry\_21665/740617/index.html

# 1 適用

この募集要綱は、2022年度に当社が実施する電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約の募集に適用いたします。

# 2 低速需給バランス調整力の提供

この募集要綱において、低速需給バランス調整力の提供とは、対象の発電設備(蓄電設備を含みます。)または負荷設備等(以下「契約電源等」といいます。)について、当社中央給電指令所からのオンライン指令※等に従い、次の各運転を行うことをいいます。

※オンライン指令には、専用線オンライン(一般送配電事業者が自らの供給区域の需給バランス調整を行うため、中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、直接的に需給バランス調整機能を具備した発電設備等へ運転〔出力増減等〕を指令すること。)による場合と簡易指令システム(中央給電指令所から、通信伝送ルートを通じて、契約者に運転を指令すること。)による場合があり、申込者は、契約申込時に、そのいずれかによるかを指定していただきます。

# (1) 出力の増加ないし減少

・契約電源等の出力について、増加ないし減少させることをいいます(オンライン指令によらない場合もあります。)。

#### (2) 揚水運転

・下池から上池へ水を汲み上げる機能(以下「揚水運転機能」といいます。)を有する契約電源等について、当社の電力系統に並列し、水の汲み上げを行うことをいいます(オンライン指令によらない場合もあります。)。

# 3 スケジュール

# 2022年度の募集および契約協議は、次のスケジュールで実施いたします。

日程	ステップ
2022年7月1日(金)	募集実施および募集要綱案の公表
2022年7月1日(金) ~8月1日(月)	募集要綱案に対する意見募集(RFC: Request for Comments)の受付
2022年8月2日 (火) ~8月31日 (水)	意見内容の検討、募集要綱の確定
2022年9月1日(木)	契約申込受付開始
2022年9月1日(木) ~10月31日(月)	電源 II ´低速需給バランス調整力契約に係る契約協議 契約申込受付の一次締切
2022年11月1日(火)~	随時受付および電源 II ´低速需給バランス調整力契約に 係る契約協議

・上記スケジュールは、必要に応じて変更する場合があります。その場合は、速やかに お知らせいたします。

# 4 募集規模

契約申込を受け付けた発電設備等のうち、この募集要綱で規定する要件を満たすもののすべてについて、契約協議を行いますので、募集規模に関する指定や制約はありません。

# 5 低速需給バランス調整力の提供期間

低速需給バランス調整力の提供期間(以下「提供期間」といいます。)は, 2023年4月1日から2024年3月31日までの1年間といたします。

- ・以下に示す場合の提供期間は契約者との協議にもとづき定めた日から当該年度末(3月31日)までとします。
  - ア 一次締切以降の随時受付による契約申込であって,2023年4月1日以降に契 約する場合
  - イ 契約希望者が電気事業法および関連法令に定める届出等の手続きを実施し、事業 開始可能な状態となる日が2023年4月1日以降となる場合
- ・契約申込時点で営業運転を開始していない発電設備等,および当社中央給電指令所とのオンライン信号の送受信を開始していない発電設備等の場合,提供期間開始までに発電設備等の試運転や必要な試験を完了していることが必要です。また,計量器の取り付け・取り替え等の工事が必要な場合,提供期間の始期までに必要な工事・試験を完了していることが必要です。

### 6 契約電源等の単位

#### 契約電源等の単位は、次のとおりといたします。

- ・当社は契約電源等ごとに指令を行うものとし、契約電源等は、原則として発電機および需要場所※の単位で設定していただくものといたします。ただし、デマンドレスポンス(需要者が電力の使用を抑制または増加させること。以下「DR」といいます。)を実施できる需要者を集約し、契約希望者が指定する当該複数の需要場所における需要者の電気の使用を抑制または増加することにより低速需給バランス調整力の提供を行う場合には、当該指定の複数の需要場所をまとめて1契約電源等といたします。
  - ※当社託送供給等約款(以下「約款」といいます。)における需要場所を指します。
- ・1 発電設備(当社電力系統に,約款で定める高圧または特別高圧で連系しているものに限ります。)では、調整量が1,000キロワット未満である場合等に、契約希望者が指定する当該複数の発電設備を集約し、または当該発電設備とDRを実施できる需要者を集約し、発電等を行うことにより低速需給バランス調整力の提供を行うときには、当該指定の発電設備および需要場所をまとめて1契約電源等といたします※。この場合、集約した発電設備に係る発電量調整供給契約および需要者に係る接続供給契約が、全て同一の一般送配電事業者と締結されていることが必要です。
- ※詳細は当社ホームページにて別途公表する「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループ組成方法に関する取扱いについて」を参照してください。

# 7 申込の条件

契約希望者は、以下の要件をすべて満たすことを申込の条件といたします。 以下の要件を満たしていないと当社が判断した場合、契約協議を行わない場合が ございます。

#### (1) 対象発電設備等

- ・当社系統に連系する発電設備等(地域間連系線を経由して当社系統に接続するものを 除きます。)といたします。
- ・発電設備を活用して低速需給バランス調整力の提供を行う場合,契約電源等が約款に もとづく発電量調整供給契約の対象電源であることが必要です。

#### (2) 発電設備等の機能

・申込していただく発電設備等は当社の指令を送受信する機能を具備していることが必要です。

#### ア 専用線オンライン指令による場合

- ・低速需給バランス調整に必要な以下の信号等を送受信する機能を具備していることが必要です。当該機能については電力制御システムに該当するため、情報セキュリティ対策として「電力制御システムセキュリティガイドライン※」への準拠が必要となります。加えて、当社の電力制御システムに接続することになるため、当社が定めるセキュリティ要件に従っていただきます。
  - ※ 改定された場合は、速やかに改定後の内容に準拠いただきます。

#### (ア) 受信信号

・指令値(上げ,下げ)

#### (イ) 送信信号

- •現在出力
- •機能故障

#### イ 簡易指令システムによる場合

・低速需給バランス調整に必要な以下の信号等を送受信する機能を具備していることが必要です。当該機能については電力システムのセキュリティー設計に準拠、連携した対策が必要となるため、経済産業省および独立行政法人情報処理推進機構[IPA]が定める「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン※」のセキュリティー要件に準拠した対策が必要となります。

なお,通信仕様については,OpenADR 2.0b に準拠します。OpenADR 2.0 Profile Specification B Profile※およびデマンドレスポンス・インタフェース仕様書※を参照してください。

- ※ 改定された場合は、速やかに改定後の内容に準拠いただきます。
- ・電力系統への影響軽減の観点から、同一の伝送媒体および送受信装置に接続する設備(または需要家)から供出される電力の合計が100万キロワット以下になるように(複数の伝送媒体および送受信装置に分割する等)していただく必要があります。

#### (ア) 受信信号 (調整実施)

a 調整実施指令信号

当社からの発電等出力の増加ないし減少指令を受信していただきます。

b 調整実施指令変更信号

当社からの発電等出力の増加ないし減少指令の変更を受信していただきます。

c 調整実施取消信号

当社からの発電等出力の増加ないし減少指令の取消を受信していただきます。

#### (イ)送信信号(調整実施可否)

調整実施可否信号

当社からの調整実施信号に対する打ち返しとし、調整実施可否を通知いただくものとします。

#### (3) 発電設備等の運用

#### ア 需給運用への参加

- ・当社の求めに応じて契約電源等の発電計画値や発電可能電力,発電可能電力量,調整力ベースライン※,その他の運用制約等を提出していただきます(負荷設備を活用して低速需給バランス調整力の提供を行う場合は,供給地点ごとの需要抑制計画値等を求めることがあります。)。
  - ※需要場所における需要者の電気の使用の抑制または増加がなかった場合に想定される電力使用量で、約款で定める損失率で修正した値といたします。調整力ベースラインの設定方法は、約款および「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、あらかじめ協議し決定するものといたします。
- ・専用線オンラインによる指令を指定された場合,ゲートクローズ後,当社が低速需 給バランス調整力の提供を求めた場合,特別な事情がある場合を除いて,これに応 じていただきます。
- ・簡易指令システムによる指令を指定された場合,ゲートクローズ後,当社が低速需 給バランス調整力の提供を求め,契約者がこれに応諾した場合,特別な事情がある 場合を除いて,その応諾内容に応じた低速需給バランス調整力を提供していただき ます。

- ・当社が低速需給バランス調整力を必要とする場合は、ゲートクローズ前であっても、 低速需給バランス調整力の確保に協力していただきます。
- ・作業等により契約電源等の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を 制約に応じたものに変更していただきます。
- ・電力量不足による需給ひっ迫が発生し、電源 I 周波数調整力および電源 I 需給バランス調整力の提供が不足する場合や、電源 II 周波数調整力、電源 II 需給バランス調整力および電源 II ~低速需給バランス調整力の余力が減少して十分な揚水運転ができず、電源 I 周波数調整力契約および電源 I 需給バランス調整力契約を締結している揚水発電所の貯水量が不足する場合等において、契約者が設定した燃料制約等を超過して調整力を提供することについて、協議させていただくことがあります。なお、この場合の詳細条件(超過範囲、時期等)については、事前に契約者と当社との間で協議により決定いたします。
- ・今後の「制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)」および「調整力および 需給バランス評価等に関する委員会(電力広域的運営推進機関)」における検討結果 を踏まえ、継続的な電力量不足への対応としての調整力供出について、協議させて いただくことがあります。

#### イ 45分以内の出力増加ないし減少

・オンライン指令により、45分以内に1、000キロワット以上の出力の増加ない し減少が可能であることが必要です。

# ウ 不具合発生時の復旧対応

・不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

#### (4) 負荷設備を活用した低速需給バランス調整力の提供

- ・負荷設備を活用して低速需給バランス調整力の提供を行う者(以下「アグリゲーター」 といいます。)は、以下の要件をすべて満たしていることが必要です。
  - ア アグリゲーターが複数の需要者を束ねて低速需給バランス調整力を提供する場合, 需要者ごとの調整量が1キロワット以上であり,次のいずれにも該当すること。
    - (ア) 需要者に対して,次の事項を定めた調整計画を適時に策定し,当該計画に従って 適切な発電等出力の増減の指示を適時に出すことができること。
      - a 発電等出力の増減量
      - b 発電等出力増減の実施頻度および時期
    - (イ)低速需給バランス調整力の安定かつ適正な提供を確保するための適切な需給管理体制および情報管理体制を確立し、実施および維持することができること。
    - (ウ) 需要者の保護の観点から適切な情報管理体制を確立, 実施および維持すること。

- (エ)需要者と電力需給に関する契約等を締結している事業者(小売電気事業者等)が 低速需給バランス調整力を確保するよう,当該事業者とアグリゲーターとの間また は当該事業者と需要者との間で適切な契約がなされていること。
- イ 需要者に係る接続送電サービスまたは臨時接続送電サービスが電灯定額接続送電サービスまたは電灯臨時定額接続送電サービスもしくは動力臨時定額接続送電サービス スでないこと。
- ウ 調整電力量の算定上、需要場所が約款31(計量)(2)に該当しないこと。
- エ 需要者に約款における需要者に関する事項を遵守する旨を承諾させ、これを遵守すること。

#### (5) 技術的信頼性

- ・契約希望者が発電等実績(アグリゲーターの場合にはDR実績〔DR実証試験による 実績を含みます。〕)を有すること、または発電等実績を有する者の技術的支援等によ り、低速需給バランス調整力の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保され ていることが必要です。
- ・(2)で定める設備要件および(3)で定める運用要件を満たしていることを確認するために、当社から以下の対応を求められた場合は、その求めに応じていただきます。詳細は、『13 設備要件・運用要件の確認・試験』を参照してください。
  - ・試験成績書の写し等,発電機等の性能を証明する書類等の提出。
  - ・当社中央給電指令所からのオンライン指令による性能確認試験の実施。
  - 現地調査および現地試験。
  - ・その他当社が必要と考える対応。

#### (6) 電源等が準拠すべき基準

・申込していただく電源等については、電気事業法、環境関連諸法令等、発電事業に関連する諸法令等を遵守していただきます。

# (7) 計量器等の設置

・当社は契約電源等の単位に指令を行い、電力量料金をお支払いすることから、提供期間の始期までに必要な計量器等(30分ごとに計量することが可能)が設置されていることが必要です。詳細は、『8 主な契約条件』を参照してください。

### (8) 電源 Ⅱ ´ 低速需給バランス調整力契約書の承認

- ・電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約書をあらかじめ承認していただくことが必要です。
- ・契約希望者は、当社と協議のうえ、電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約を締結して いただきます。

# (9) 電気事業法に定める手続きの実施

・契約希望者は、低速需給バランス調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法 令に定める届出等の手続きを実施し、提供期間の始期までに事業開始可能な状態とし ていただく必要があります。

# 8 主な契約条件

主な契約条件は以下のとおりといたします。

#### (1) 契約期間

・契約期間は、電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約締結の日から当該契約にもとづく すべての債務の履行が完了した日までといたします。

#### (2) 料金

- ・契約電源等ごとに、低速需給バランス調整力の提供内容(以下の各項目)に応じて算 定し、すべての契約電源等につき合計した金額を、各料金算定期間(毎月1日から当 該月末日まで)の翌々月までにお支払いいたします。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。
- ・事業税相当額の取扱いは、次のa, b を選択のうえ、『様式2 申込者の概要』で提示していただきます。
  - a 収入割を含む場合,料金支払い時に事業税相当額(収入割に相当する金額に限ります。)を加算いたします。
  - b 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額の加算はいたしません。

#### ア 電力量料金

・当社の指令にもとづき、上げ調整(契約電源等が発電設備の場合、発電機の出力を増加することをいい、契約電源等が負荷設備の場合、電力の使用を抑制することをいいます。)、下げ調整(契約電源等が発電設備の場合、発電機の出力を減少することをいい、契約電源等が負荷設備の場合、電力の使用を増加することをいいます。)を行うことに伴う費用相当額を、電力量料金として、お支払いいたします。なお、契約電源等が需給調整市場における取引に用いられる場合(需給調整市場に関する契約が締結されている場合)は、需給調整市場における調整電力量料金と併せて算定し、お支払いいたします。

# (ア) 算定単価等

- ・契約者は、契約電源等ごとに、当社の指令に応じて上げ調整を行った場合の増分費用の単価(V1)、下げ調整を行った場合の減分費用の単価(V2)について、あらかじめ需給調整市場システム※に登録していただきます。また、V1、V2については、これらの算定基準となる火力発電設備の熱消費量特性曲線より求めた定数等(火力発電設備を活用して調整力提供を行う場合に限ります。)をあわせて登録していただきます。単価等の登録に関する詳細は、後述【需給調整市場への単価登録】を参照してください。
- ※ 需給調整市場において  $\Delta$  k W (一般送配電事業者が、調整電源を調達した量で調整できる状態で確保し、必要なときに指令できる権利)を取引するためのシステムをいいます。

# (イ) 調整電力量

- ・契約電源等が発電設備の場合,契約電源等ごとに,30分ごとのゲートクローズ 時点の計画値と発電実績の差分電力量を調整電力量といたします。
- ・契約電源等が負荷設備の場合,契約電源等ごとに,30分ごとの調整力ベースラインと需要実績を約款で定める損失率で修正した値の差分電力量を調整電力量といたします。
- ・1 需要場所において,発電設備の出力増加などにより,当該需要場所の需要抑制に加えて一般送配電事業者の系統へ逆潮流を発生させる場合,上記の契約電源等が発電設備の場合および負荷設備の場合に定める算定方法にて算定した電力量を合計した値を調整電力量といたします。

#### (ウ) 電力量料金の算定

- ・契約電源等ごとに,各調整電力量に各算定単価を乗じた金額を合計して算定いたします。
- ・当社が上げ調整指令を行った場合で、調整電力量が負のときには、その30分の約款24(発電量調整受電計画差対応電力)(2)に規定する発電量調整受電計画差対応補給電力量料金単価(消費税抜きといたします。)に調整電力量を乗じた金額を電力量料金から差し引くものといたします。ただし、契約電源等が需給調整市場における取引に用いられる場合(需給調整市場に関する契約が締結されている場合)、需給調整市場において約定した30分コマごとの適用単価は、需給調整市場に関する契約によるものとします。・当社が下げ調整指令を行った場合で、調整電力量が正のときには、電力量料金の精算をいたしません。
- イ 揚水運転費(契約電源等が揚水発電設備等の場合に限ります。)
- ・揚水運転を行うために要した託送料金等をお支払いいたします。

#### ウ その他必要な費用

アおよびイに定めのない費用について、当社が認めた場合には、別途協議のうえお

支払いいたします。

#### 【需給調整市場への単価登録】

- ・契約者は、単価登録および単価変更を行うために必要となる電源等データ等その他の 情報について、あらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。
- ・需給調整市場システムへの単価登録等に関する取扱いは、以下のとおりといたします。
  - ア 契約者は、提供期間の開始までに、イの単価の登録が期限までに行なわれなかった場合に適用するV1, V2 (以下,総称して「初期登録単価」といいます。) およびその算定基準となる火力発電設備の熱消費量特性曲線より求めた定数 (火力発電設備を活用する場合に限ります。以下、「abc定数」といいます。) をあらかじめ需給調整市場システムに登録していただきます。また、初期登録単価に変更が生じた場合は、需給調整市場システムに再登録していただきます。(契約電源等が需給調整市場における取引に用いられない場合 (需給調整市場に関する契約が締結されていない場合)であっても、需給調整市場システムへの登録が必要です。)。

なお,『7申込の条件』にもとづき燃料制約等を超過した調整力の提供に応じていただく場合,機会費用を加味したV1を登録してください。

※機会費用の考え方については制度設計専門会合(電力・ガス取引監視等委員会)等の整理に準ずるものとします

イ 契約者は、毎週火曜日14時までに、1週間分(当該週の土曜日から翌週金曜日まで)の料金に適用するV1、V2および abc 定数を、需給調整市場システムに登録(V1およびV2の単位は円/kWh とし、銭単位まで)していただきます。

なお、当該期限までに単価の登録が行なわれなかった場合、初期登録単価を適用することといたします。

また、各単価については、コストを踏まえた設定としてください。

ウ イの単価登録以降にイで登録した単価を変更する場合は、ゲートクローズまでに 行なっていただきます。

ただし、需給調整市場における取引に用いられる場合(需給調整市場に関する契約が締結されている場合)の当該変更期限は、当該契約の規定によるものとします。

エ アおよびイの単価登録やウの単価変更をする際は、以下のとおりとしていただきます。

#### (ア)発電設備を用いる場合

最低出力から定格出力までの間において、常に上位の出力帯の単価が下位の出力帯の単価を上回るように登録していただきます。なお、最低出力未満はこの限りではありません。

# (イ) 負荷設備を用いる場合

常に上位の供出電力帯の単価が下位の供出電力帯の単価を上回るように登録していただきます。

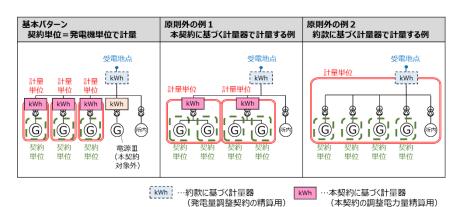
なお、出力帯および供出電力帯は、最下限値0kWhから登録していただきます (最下限値が0kWh以外の場合は、最下限値を0kWhとみなし料金の算定を行い ます。)。

# (3)計量

・電力量料金の算定に必要な発電実績等は、原則として、契約電源等ごとに取り付けられた記録型計量器により、30分単位で計量いたします。

## (4) 計量器等の設置

- ・契約電源等が発電設備の場合,約款にもとづき設置した計量器等とは別に、計量器等 の設置が必要となる場合、その費用については契約者に負担していただきます。
- ・計量単位の集約を希望する場合は、個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれるすべての発電機と電源 II 低速需給バランス調整力契約を締結し、かつ、すべての発電機の低速需給バランス調整力提供に係る算定単価 (V1, V2) が同一であること等が条件になります。



・契約電源等が負荷設備の場合、約款にもとづき需要者に設置した計量器等が30分ごとに計量することができない計量器等であるときは、当社の負担で取替いたします。

#### (5) 契約解除

- ・電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約の当事者は、相手方が電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約に定める義務を履行しない場合は、相手方に対して、書面によりその履行を催告し、催告後30日を経過しても当該義務が履行されないときは、電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約を解除できるものといたします。
- 契約者が提供期間の始期までに、低速需給バランス調整力の提供に必要となる電気事

業法および関連法令に定める届出等の事業開始手続きが完了しないことが明らかとなったときは、当社は、電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約を解除できるものといたします。

- ・電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約の当事者は、自己の責めに帰すべき事由により 電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約を解除された場合、相手方に生ずる損害を賠償 するものといたします。
- ・契約の解除条件および賠償の詳細等は、電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約書を参照してください。

#### (6) その他

・発電設備の所内消費電力については、契約者自ら調達していただきます。

#### 9 応募方法

契約希望者は、契約申込書を募集期間内に2部(本書1部・写し1部)提出するようお願いいたします。

#### (1) 契約申込書の提出

ア 提出書類: 『様式1 契約申込書』および添付書類(次項(2))

**イ 提出方法**: 提出書類は部単位にまとめ,一式を持参してください。【注】

当社は受領証を発行いたします。持参者は本人の印鑑(認印で可)を お 持ちください。

提出書類は、返却しませんので、あらかじめ了承願います。

【注】原則,持参していただくことといたしますが,昨今の社会情勢も踏まえ,郵送での提出も可能といたします。なお,郵送でご提出いただく際は,ウを宛先とし,詳細は後述『(4)郵送時の留意事項』をご確認ください。

また、提出書類を電子データで提出することは認められませんが、提出書類の記載内容を補足するための追加資料等については、事前に当社に相談いただき、当社が認めた場合に限り、電子データでの提出も可能といたします。

ウ 提出場所: 愛知県名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

パワーグリッド営業部営業計画グループ

「電源Ⅱ′低速需給バランス調整力募集」係

エ 募集期間: 2022年9月1日(木)~2022年10月31日(月)

# 【一次締切】

- ・受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時~午前12時および午後1時~午後4時とさせていたただきます。
- ・提出手続を円滑に進めるため、お手数をお掛いたしますが、ご提出 の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。

#### <ご連絡先>

中部電力パワーグリッド株式会社 パワーグリッド営業部営業計画グループ 「電源Ⅱ ´ 低速需給バランス調整力募集」係

オ 申込を無効:・記名捺印のないもの

とするもの ・提出書類に不備または虚偽の内容があったもの

(2) 契約申込書への添付書類(様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。)

No.

1 申込者の概要

様式2

2 発電設備等の仕様

様式3-1 様式3-2

様式3-3

3 発電設備等の運転実績

様式4

4 運用条件に係る事項

様式5

- ・契約申込書および添付書類において使用する言語は日本語,通貨は日本円としていただきます。
- ・添付書類 $(No.1 \sim 4)$ は、該当しない番号のものがあっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。

#### (3) その他留意事項

#### ア 追加資料提出

・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

#### イ 守秘義務

『はじめに (2) 守秘義務』のとおりといたします。

#### (4) 郵送時の留意事項

- ・一般書留または簡易書留にて郵送してください。
- ・募集期間中に提出場所に到着したもののみ有効といたします。(募集期間中の消印有 効ではありませんのでご注意ください。)

なお、郵便事故等により募集期間中に到着しなかった場合も無効といたします。

・郵送での提出をご希望される場合は、事前に当社までご連絡ください。

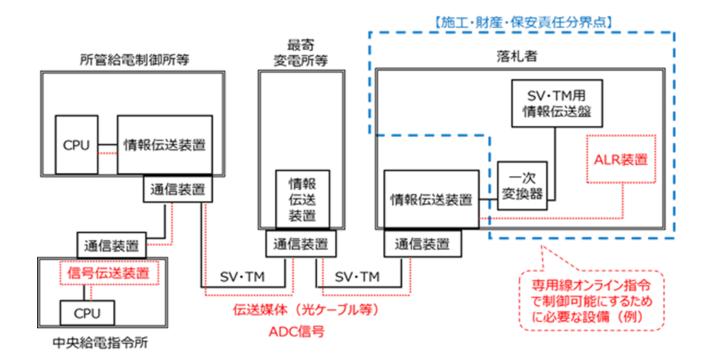
# 10 契約の締結

当社は、契約希望者との間で、電源Ⅱ´低速需給バランス調整力契約を締結いたします。

# 11 専用線オンライン指令で制御可能にするための設備

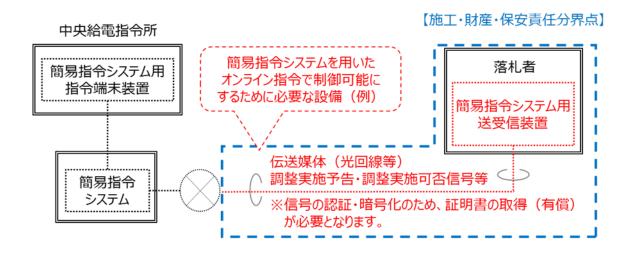
当社中央給電指令所からの専用線オンライン指令で制御可能にするための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。また、当社中央給電指令所との間で信号の送受信を行う通信設備については、信頼度確保の観点から、原則として複ルート化していただきます。通信設備の財産・保安責任分界点の標準的な例(発電設備を活用して低速需給バランス調整力の提供を行う場合の例)を以下に示しますので参照してください。

費用負担の範囲や負担額,工事の施行区分等,詳細については協議させていただきますので,当社へご相談ください。



# 12 簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にするための設備

当社中央給電指令所から簡易指令システムによる指令の信号送受信を可能にする ための設備等は、契約者の費用負担にて設置いただきます。通信設備の財産・保安 責任分界点の標準的な例を以下に示しますので参照してください。



# 13 設備要件・運用要件の確認・試験

設備要件、運用要件を満たしていることについて、適宜確認・試験を行います。

	確認	方法		
機能	現地確認	対向試験	書類確認	試験内容(例)
制御試験	0			■指令に対する調整量の試験を実施。
給電情報 自動伝送		0		■中央給電指令所との対向試験を実施。
オンライン調 整機能		0		■中央給電指令所との対向試験を実施。
上記以外で接 続技術要件に 定める機能			0	■発電機等の性能を証明する書類等の提出 で確認する。

以上



# 提出様式

2022年9月1日 中部電力パワーグリッド株式会社

# 目 次

様式 1	契約申込書
様式 2	申込者の概要
様式3	発電設備等の仕様
様式4	発電設備等の運転実績
様式 5	運用条件に係る事項

# 契約 申込書

中部電力パワーグリッド株式会社

代表取締役

清水 隆一 殿

社長執行役員

住 所 会 社 名 代表者氏名

囙

中部電力パワーグリッド株式会社が公表した「2022年度電源Ⅱ ´低速需給バランス 調整力募集要綱」を承認し、電源Ⅱ ´低速需給バランス調整力契約を下記のとおり申込みます。

記

- 1 対象発電機等(契約電源等)
  - ○○○発電所 ○号機
- 2 当社指令の受信方法

専用線オンライン ・ 簡易指令システム

- 3 提出書類
  - (1) 契約申込書(本書)
  - (2) 申込者の概要
  - (3) 発電設備等の仕様
  - (4) 発電設備等の運転実績
  - (5) 運用条件に係る事項

以上

#### (作成にあたっての留意点)

- 〇押印欄については、代表となる1社の住所、会社名、代表者名を記名・捺印してください。
- ○「1 対象発電機等(契約電源等)」において、複数の発電機等を対象とする場合は、必要に応じて別紙を添付してください。
- ○「2 当社指令の受信方法」では、該当する選択肢を○(マル)で囲んでください。
- 〇用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

# 申込者の概要

会 社 名	
業種	
本社所在地	
設立年月日	
資 本 金	
(円)	
売 上 高	
(円)	
総資産額	
(円)	
従業員数	
(人)	
事業税	四 7 割 な 会 す。
課税方式	収入割を含む ・ 収入割を含まない

#### (作成にあたっての留意点)

- 〇業種は、証券コード協議会の定める業種別分類(33業種)に準拠してください。
- 〇申込主体が、合弁会社の場合や申込後に設立する新会社である場合は、代表となる事業者に加えて 関係する事業者についても、本様式を提出してください。また、あわせて会社概要を示した資料(パンフレット等)を添付してください。
- 〇資本金,売上高,総資産額,従業員数は,直前の決算期末の値(単独決算ベース)を記載してください。なお、申込後に新会社等を設立する場合は、申込時点で予定している資本金等を可能な限り記載してください。
- ○申込者が適用する事業税課税標準について、○(マル)で囲んでください。
- 〇用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

# 電源等の仕様

- 1 アグリゲーターの所在地・名称
  - (1) 住所
  - (2) 名称
- 2 電源等の設備一覧 (アグリゲーターが集約する需要家等の一覧)

	評価対象※1	ネガワット ・ ポジワット
		<b>イルケット・ ホンケット</b>
	供給(受電)地点特定番号	
	発電者名又は需要家名	
	電源等の名称	
	住所	
	契約受電電力(kW)※2	
	供出電力(kW) ※3	
1	電源等種別	電源(自家発等) ・ 需要抑制 ・ 電源および需要抑制
	供出方法	工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動
	発電設備の容量(kW)または	
	負荷設備の容量(kW) ※4	
		一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供
	他需要抑制契約状況	•
		本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみ
	計量器の有無 ※5	有 ・ 申請中
	評価対象※1	ネガワット ・ ポジワット
	供給(受電)地点特定番号	
1	発電者名又は需要家名	
	発電者名又は需要家名 電源等の名称	
	電源等の名称	
	電源等の名称 住所	
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2	電源(自家発等) ・ 需要抑制 ・ 電源および需要抑制
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW)※3	電源(自家発等) ・ 需要抑制 ・ 電源および需要抑制 工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW) ※3 電源等種別	
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW) ※3 電源等種別 供出方法	
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW) ※3 電源等種別 供出方法 発電設備の容量(kW)または	
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW) ※3 電源等種別 供出方法 発電設備の容量(kW)または	工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW) ※3 電源等種別 供出方法 発電設備の容量(kW)または 負荷設備の容量(kW) ※4	工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動
2	電源等の名称 住所 契約受電電力(kW)※2 供出電力(kW) ※3 電源等種別 供出方法 発電設備の容量(kW)または 負荷設備の容量(kW) ※4	工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動 一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供 ・

#### (作成にあたっての留意点)

- ○評価対象(ポジワットもしくはネガワット), アグリゲーションの有無に関わらず, 全ての入札案件に本様式の提出が必要です。電源等が複数の場合は、欄を追加の上, 記載してください。
- ○契約電力を変更しないことを前提に,落札者選定後に契約電源等内訳一覧を変更することは 可能とします。
- ○用紙の大きさは、日本工産業規格 A 4 サイズとしてください。
- ※1 指令時に当該地点をネガワット・ポジワットどちらで評価するか選択してください。また、ポジワットを選択された電源等については、様式3-2もしくは様式3-3を提出してください。なお、同一地点でネガワットとポジワットの双方を評価対象とすることを希望する場合は、分けて記載してください。
- ※2 発電量調整供給契約の契約受電電力を記入してください。
- ※3 供給電力(kW)が、発電設備または負荷設備(または需要家)の容量(送電端値)以下である ことが必要です。

同一の発電設備または負荷設備(または需要家)を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力(kW)と供出電力量(kWh)が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力(kW)の合計値が、当該設備(または需要家)容量(送電端値)以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備(または需要家)からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを提出願います。(様式は問いません。)

同一発電設備または負荷設備(または需要家)を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は(それぞれの契約での当該設備(または需要家)からの調整力供出(電力(kW)/電力量(kWh))の確実性が確認できない場合)は、当該設備(または需要家)を契約内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。)

- ※4 評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。
  - (1)発電設備の場合:発電機の基本仕様,起動カーブ,運転記録,運転体制,厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
  - (2) 負荷設備の場合:対象負荷設備の容量,制御方法,運転体制,厳気象対応調整機能に必要な 信号を送受信する機能
- ※5 当社の約款に基づく計量器の有(ただし調整力ベースラインの設定,ならびに,当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。),もしくは当社に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中である場合,申請中を○(マル)で囲んでください。

# 電源等の仕様

記載例

- 1 アグリゲーターの所在地・名称
  - (1) 住所
  - (2) 名称
- 2 電源等の設備一覧 (アグリゲーターが集約する需要家等の一覧)

	評価対象※1	ネガワット ・ ポジワット
	供給(受電)地点特定番号	00XXXXYYYYZZZZRRRRTTTT
	発電者名又は需要家名	○○株式会社○○支社
	電源等の名称	○○支社
	住所	○○県○○市○○字○○番○
	契約受電電力(kW)※2	
	供出電力(kW) ※3	200
1	電源等種別	電源(自家発等) ・ 需要抑制 ・ 電源および需要抑制
	供出方法	工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動
	発電設備の容量(kW)または	包装ライン 300 k W
	負荷設備の容量(kW) ※4	□ x / 1 ✓ 300 k W
		一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供
	他需要抑制契約状況	•
		本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみ
	計量器の有無 ※5	有 ・ 申請中
	評価対象※1	ネガワット ・ ポジワット
	供給(受電)地点特定番号	00XXXXYYYYZZZZRRRRSSSS
	発電者名又は需要家名	○○株式会社○○工場
	電源等の名称	○○工場1 G
	住所	○○県○○市○○字○○番○
	契約受電電力(kW)※2	400
	供出電力(kW) ※3	200
2	電源等種別	電源(自家発等) ・ 需要抑制 ・ 電源および需要抑制
	供出方法	工場ラインの一部停止・自家発の起動・発電機の起動
	発電設備の容量(kW)または	ディーゼル発電機 400kW×2台
	負荷設備の容量(kW) ※4	) イ * ビル光 电(域 400 k W ^ 2 口
		一般送配電事業者以外の小売事業者へも提供
	他需要抑制契約状況	•
		本要綱に基づく一般送配電事業者への提供のみ
1		

#### (作成にあたっての留意点)

- ○評価対象(ポジワットもしくはネガワット), アグリゲーションの有無に関わらず, 全ての入札案件に本様式の提出が必要です。電源等が複数の場合は、欄を追加の上, 記載してください。
- ○契約電力を変更しないことを前提に,落札者選定後に契約電源等内訳一覧を変更することは 可能とします。
- ○用紙の大きさは、日本工産業規格 A 4 サイズとしてください。
- ※1 指令時に当該地点をネガワット・ポジワットどちらで評価するか選択してください。また、ポジワットを選択された電源等については、様式3-2もしくは様式3-3を提出してください。なお、同一地点でネガワットとポジワットの双方を評価対象とすることを希望する場合は、分けて記載してください。
- ※2 発電量調整供給契約の契約受電電力を記入してください。
- ※3 供給電力(kW)が、発電設備または負荷設備(または需要家)の容量(送電端値)以下である ことが必要です。

同一の発電設備または負荷設備(または需要家)を他の契約と共有する場合は、それらの供出電力(kW)と供出電力量(kW)が重複しておらず、明確に区別・区分されることが前提となり、それぞれの契約への供出電力(kW)の合計値が、当該設備(または需要家)容量(送電端値)以下となっているかを確認させていただきます。そのため、当該設備(または需要家)からの調整力供出電力・供出電力量の区分方法などが分かるものを提出願います。(様式は問いません。)

同一発電設備または負荷設備(または需要家)を共有する他の契約にも同様の資料を提出いただいた上で、それぞれの調整力供出電力を確実に供出いただけることを確認させていただきますが、その内容が確認できない場合は(それぞれの契約での当該設備(または需要家)からの調整力供出(電力(kW)/電力量(kWh))の確実性が確認できない場合)は、当該設備(または需要家)を契約内容として勘案しません。(需要家等の対象から除外します。)

- ※4 評価対象ごとに以下の情報が分かる書類を添付してください。
  - (1)発電設備の場合:発電機の基本仕様,起動カーブ,運転記録,運転体制,厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
  - (2) 負荷設備の場合:対象負荷設備の容量,制御方法,運転体制,厳気象対応調整機能に必要な信号を送受信する機能
- ※5 属地 TSO の約款に基づく計量器の有(ただし調整力ベースラインの設定、ならびに、当社からの指令に基づく調整力ベースラインからの出力増減が特定できる計量器に限ります。)、もしくは属地 TSO に事前に計量器取り付け・取り替えを申請中である場合、申請中を○(マル)で囲んでください。

# 発電設備等の仕様(火力発電機)

1	発電機の所在地			4	発電機				
	(1) 住所			(	1)種類(形式)				
	(2) 名称			(	2) 定格容量		kVA		
				(	3) 定格電圧		kV		
2	営業運転開始年月日	■年月日		(	4)連続運転可能電圧(定格比)		_ % ~	%	
				(	5) 定格力率		_ %		
	使用燃料・貯蔵設値	<b>備等</b>		(	6) 周波数		Hz		
	(1) 種類			(	7) 連続運転可能周波数		_ Hz $\sim$	Hz	
	(2) 発熱量		(J/k1, J/t)	5	熱効率(LHV), 所内率				
	(3)燃料貯蔵設備		(kl, t)		1) 発電端熱効率	%			
		タンク基数	基		2) 送電端熱効率				
	(	備蓄日数	日分(100%利用率)		3) 所內率	/0 %			
	(4) 燃料調達計画				<u> </u>	70			
				(作	成にあたっての留意点)				
					発電機の性能(発電機容量等),				
					ことを指定される場合に限ります。			<b>ください。</b>	
				0.	用紙の大きさは、日本工業規格A	3サイズとして<	ください。		

# 発電設備等の仕様(水力発電機)

   1 発電機の所在地	4 発電機
(1)住所	(1)種類(形式)
(2)名称	(2) 定格容量 kVA
	(3) 定格電圧 kV
<b>  2   営業運転開始年月日</b>	(4)連続運転可能電圧(定格比) % ~ %
	(5) 定格力率 %
3 最大貯水容量 (10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> )	(6)周波数Hz
	(7) 連続運転可能周波数 Hz ~ Hz
	5 所内率 %
	<ul> <li>(作成にあたっての留意点)</li> <li>○発電機の性能(発電機容量等),当社の指令を送受信する機能(専用線オンライン指令によることを指定される場合に限ります。)を証明する書類を添付してください。</li> <li>○ 用紙の大きさは、日本工業規格A3サイズとしてください。</li> </ul>

# 発電設備等の運転実績

1 低速需給バランス調整力を提供する発電機等の運転実績(前年度)について記載してください。

(DRを活用して申込される場合,当社との瞬時調整契約の実績,過年度の調整力契約実績, DR実証事業などへの参画実績等を記載してください。)

発 電 所 等 名	
定格出力	キロワット
営業使用開始年月	年  月
運転年数	年 ヶ月(2022年3月末時点)
総発電電力量	キロワット時(2022年3月末時点)
設備利用率※	約 %

<sup>※</sup>DRを活用して申込される方は記載不要です。

2 主要な設備の定期点検の実績について記載してください。

# (作成にあたっての留意点)

- ○記載内容について、具体的に説明していただくことがあります。
- 〇用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。

# 運用条件に係る事項

運転管理体制	※当社からの指令に対応するための運転管理体制(運転要員、緊急連絡体制等)について記載してください。
給電指令対応システム	※当社からの指令に対応するためのシステム概要について 記載してください。(信号受信装置から発電設備等の出力制 御回路までの連携方法等。DRを活用して申込される場合, アグリゲーターが当社からの指令を受信し,個別需要者等 への指令を行うまでの方法も含めて記載してください。)
そ の 他	※その他特記すべき運用条件等がありましたら、記載してください。

- (作成にあたっての留意点) ○記載内容について,具体的に説明していただくことがあります。 ○用紙の大きさは,日本工業規格A4サイズとしてください。



-≪ お 問 い 合 わ せ ≫

中部電カパワーグリッド株式会社

# パワーグリッド営業部営業計画グループ 「電源 II ´低速需給バランス調整力募集」係

〒461-8680 愛知県名古屋市東区東新町 1 番地 e-mail: Chouseiryoku.Toiawase@chuden.co.jp

【入札募集の専用ウェブページ】

https://powergrid.chuden.co.jp/anteikyokyu/choseiryoku/cho\_kobo/